

## ①-2 徳源院位牌堂

・徳源院本堂の南に隣接した位牌堂には、京極高次、忠高、高和、高豊、高成、高矩、高中と、殉死した白衣二人の木像を安置し、このほか多数の位牌を納めている。漆喰で軒裏まで塗り固められた土蔵造りで大壁、棧瓦葺、寄棟造である。



[写真3-54] 徳源院位牌堂

## ①-3 徳源院三重塔 (滋賀県指定有形文化財)

・徳源院三重塔は、総高15.52m、一辺3.03mで、22代高豊が建立したと伝わる。高豊が丸亀から移築したとする口伝もあったが、昭和52年(1977年)の修理では、この位置に新造されたこと、建立後一度も解体修理を受けていないことが判明し、江戸時代初期から中期初頭頃の建立と考えられている。屋根の修理では、構造体に負担を与えていた棧瓦葺を柿葺きに復元した。その他柱の基礎石は触らず、他の縁間連の礎石類を調整し、組み物等には金物補強を入れたほか、相輪のうち、露盤・伏針・水煙が欠失しており、同時代の例を参照して復元した。擬宝珠は補足して修理された。北・西側には、くの字形の池が掘られ、南側には反り橋跡がある。

[写真3-55] 徳源院三重塔  
(滋賀県指定有形文化財)

## ①-4 徳源院庫裏

・徳源院本堂の北に隣接し、西側に徳源院庭園が広がる。平成14年(2002年)に徳源院本堂とともに改修された。徳源院庫裏の北側には井戸がある。



[写真3-56] 徳源院三重塔池

## ①-5 土蔵1 (境内北東) ・ 2 (境内南東)

・境内北東角および南東に位置する土蔵1・2は、石積の上に切妻で白漆喰の大壁造で腰に焼板張りを有したものであり、南側は腰板が高くなっている。



[写真3-57] 徳源院庫裏

## ①-6 土蔵3 (庭園内)

・庭園北部に位置する土蔵3は、切妻、白漆喰の大壁造で腰を板張りとしている。南に入口があり、庇は棧瓦葺きである。基壇は割石積で、袖に塀が取付いている。



[写真3-58] 徳源院庫裏北側井戸

## ①-7 長屋門

・境内地北東部の土蔵西側に隣接する長屋門は、棟は東西に伸び、南北に屋根を葺き下ろす切妻造りである。両側に仲間部屋があり、横杖のある開口部が徳源院参道に向けて開かれている。腰に



[写真3-59] 土蔵1



[写真3-60] 土蔵2



[写真3-61] 土蔵3

焼板の鍍板張がなされ、縦横押さえが付いている。中央には門扉がある。軒はせがい造で、壁は中塗り仕舞である。

①-8 築地塀・表門

・境内東側の築地塀は、コンクリート製の土台が廻っていることから現代の再建と思われる。下部は焼板鍍貼りで上部は白漆喰塗り。屋根に椀瓦を載せ、高さ約1.2mの石積の上に建つ。境内内側に控柱を設ける。



[写真3-62] 長屋門

①-9 道誉桜 (米原市指定天然記念物)

・道誉桜は、エドヒガンザクラの一種で、樹齢約350年、樹高約15m、胸高周2.3mである。佐々木道誉(京極高氏)が植えたと伝承される。現在は表門を挟んだ北側に2代目、南側に3代目を植える。平成17年(2005年)に本市指定天然記念物に指定された。



[写真3-63] 築地塀

①-10 徳源院庭園 (滋賀県指定名勝)

・徳源院庭園は、徳源院庫裏書院の西側に広がる。清滝山の山裾に位置し、地形や自然林、露出した岩盤などを生かした構成である。滝石組や園池、土橋、岩山、築山、雪見燈籠、五輪塔などが配置されている。



[写真3-64] 表門

・18世紀頃の「清瀧村及び清瀧寺境内図」には、客殿の南面に池庭、客殿の西面に坪庭が描かれている。文政2年(1819年)頃の「徳源院境内古図」には客殿の南面は書き込みが無く、客殿の西面に「坪ノ内」とある。現在は庫裏の西に面して山裾に庭園が造られている。現在の庭園は寛文年間の境内整備に伴い整備されたと推定されている。



[写真3-65] 道誉桜  
(米原市指定天然記念物)

・江戸時代前期の趣を伝える庭園として、平成10年(1998年)に滋賀県指定名勝に指定された。昭和34年(1959年)の伊勢湾台風では被害を受け、復旧修理された。

①-11 墓所背景林・山林

・墓所および庭園の西側に広がる背後の山林は、「清瀧村及び清瀧寺境内図」には御寺山と記載があり、現在は清滝山と呼称されている。徳源院では、庫裏から西へ眺められる山肌の岩盤を隠すことがないよう植栽等を維持管理されてきた。



[写真3-66] 徳源院庭園  
(滋賀県指定名勝)

①-12 徳源院参道・清瀧寺参道

・現在大門跡から西へ直線状に続く「徳源院参道」は、徳源院整備の際に通された。地元では、石堂寺北脇から西方に蛇行して徳源院に向かう「若<sup>ニ</sup>の道」が従来の「清瀧寺参道」と理解されている。



[写真3-67] 徳源院参道

①-13 清瀧寺本堂跡

・清瀧寺の位置は小字「本堂奥」と伝承されているが、「清瀧村及び清瀧寺境内図」に「本堂」の記載がある。徳源院参道

の西端に位置する清瀧寺本堂跡は、石積基壇に区画された空間があり、現在は祠が祀られている。

#### ①-14十二坊跡

- 徳源院参道の両側には土塁状の高まりや段状に区画された地割が残され、十二坊跡の区画が推定される。「清瀧村及び清瀧寺境内図」ではいくつかの坊に建造物が描かれているが、敷地全てに建造物が存在したかは不明である。武家の移動に際して仮設建造物を設置した可能性もある。徳源院参道の北部に位置する山東町清滝のイブキ（柏楨）は、幹周4.9m、樹高10m、推定樹齢700年といわれ、滋賀県指定天然記念物に指定されている。「清瀧村及び清瀧寺境内図」には「名木ノひやくしん」の記載がある。大門は村域を示す位置に存在していたとされるが、現在は建造物や構造物は現存しない。また、高豊以前の十二坊跡や参道の様子は明らかになっていない。



[写真 3-68] 清瀧寺参道



[写真 3-69] 清瀧寺本堂跡基壇

#### ①-15能仁寺跡

- 清瀧寺京極家墓所の南側に位置する能仁寺跡は、これまでに能仁寺川の砂防工事に伴う発掘調査で寺院跡（参道・基壇・方形区画など）が検出され、応永8年（1401年）に没した高詮の菩提寺と推定された。現在は、能仁谷の南側山裾すそには墓石が多数確認できる。



[写真 3-70] 清瀧寺本堂跡祠

#### ①-16宝持坊跡

- 清瀧寺京極家墓所の北に位置する宝持坊跡は、近世の坊跡で、谷に沿って郭状遺構をなし、礎石柱物や庭園を備えていたと考えられる。周囲は墓所としても利用されていた。



[写真 3-71] イブキ（柏楨）

#### ①-17清瀧権現

- 清瀧権現は、清瀧寺京極家墓所の北に位置し、徳源院参道から北西方向へ分岐して参道が伸びている。拝殿から一段高い山腹に本殿がある。創建は保延4年（1138年）と伝わる。



[写真 3-72] 能仁寺跡（墓所）



[写真 3-73] 宝持坊跡



[写真 3-74] 清瀧権現拝殿



[写真 3-75] 清瀧権現本殿

②史跡の管理に必要な要素

防火・防災設備 徳源院境内には防火用消火栓が設置されている。

③史跡の活用に必要な要素

案内板・説明板 史跡の指定を指す石標および説明板（滋賀県教育委員会作成）は徳源院の門前に設置されている。徳源院が作成した墓所説明板は墓所入口前に設置されている。墓所内には、以前には墓主の氏名を示す木製標識が設置されていたが、現在は取外し保管されている。墓所の門および上段へ至る階段前には立入防止柵および注意喚起板、上段墓所の説明が設置されている（写真3-51）。

徳源院の参道沿いには参拝者駐車場、徳源院の門前には、参拝者便所が設置されている。



[写真 3-76] 史跡石標



[写真 3-77] 史跡説明板  
(滋賀県教育委員会作成)



[写真 3-78] 墓所説明板  
(平成21年度里山・遺跡のコラボ事業)



[写真 3-79] 徳源院説明板 1  
(徳源院作成)



[写真 3-80] 徳源院説明板 2  
(徳源院作成)



[写真 3-81] 広域案内板



[写真 3-82] 徳源院三重塔説明板  
(滋賀県教育委員会作成)



[写真 3-83] 徳源院庭園説明板  
(滋賀県教育委員会作成)



[写真 3-84] 徳源院道管桜説明板



[写真 3-85] 徳源院参拝者便所



[写真 3-86] 徳源院参拝者駐車場



[写真 3-87] 徳源院参拝者駐車場

## 第4章 史跡の現状と課題

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### 第1項 保存管理の現状

##### (1) 維持管理内容

現在徳源院が実施する維持管理は、史跡指定地域内の墓所の他、徳源院境内の建造物や庭園、山林におよぶ。史跡指定地域内では、墓所や霊屋の点検、落葉除去、排水路への堆積土除去、剪定作業等が挙げられる。徳源院境内では、建造物の点検や庭園の剪定、散水、病害虫防除、獣害侵入防止、側溝の清掃、落葉や堆積土の除去が挙げられる。徳源院境内の周辺では、参拝者用駐車場や参拝者用便所、山林の管理作業も実施している。

##### (2) 管理体制

幕末を迎え荒廃した徳源院であったが、子爵家となった京極家の援助等により継続された。近代以降は徳源院が墓所の管理を担い、檀家の無い中で保存と管理に努められてきた。

維持管理の作業は、清掃や除草・剪定作業等を主に徳源院が行い、建造物や建造物の修理等については一部徳源院が外部業者に発注している。

#### 第2項 保存管理の課題

##### (1) 維持管理の課題

清滝寺京極家墓所では、主に徳源院住職が維持管理作業を行っていることから、広域にわたる日常の維持管理作業が負担となっている。日常的な作業以外にも、台風や豪雨等の安全対策や防災対策、災害発生後の枝処分等の片付けや被害箇所の復旧作業が負担となっている。

##### (2) 構成要素の課題

###### ① 史跡指定地域内

###### ①-1 本質的価値を構成する要素

###### 墓石

- ・一部の宝篋印塔には石材の風化が見られる。
- ・下段の西寄りで樹木の根上りによる宝篋印塔の傾倒が発生し、要因となった樹木を除伐した後も進行が見られる。
- ・下段では、斜面から土砂が流入し、平場や流末で排水不良が発生している。土砂の流出による墓石の傾倒や石敷、緑石等の不陸が見られる。
- ・指定地内や徳源院境内では獣害による被害が見られ、獣害対策の検討が課題である。

###### 霊屋

- ・令和元年度（2019年度）には石廟の内部に木製保護フレームの挿入と覆屋を設置した。地盤等に緩みなどはないものの、抜本的な修理および今後の対策が必要である。石材詳細分析では、環境要因の笏谷石劣化等が報告されており、長期的な保護対策が必要である。
- ・木廟は、3棟いずれも平成に入り修理を行ったが、延べ段の不陸や雨落の排水不良により、木部の腐朽が進みつつある。また、背後斜面の植栽の繁茂により下段霊屋周辺が日照不足となり湿気が増すなど、木部の腐朽が進行しやすい状態にある。



墓域を形成する構造物

門

- ・墓所の入口に位置する門は、比較的健全な状態であるが、排水不良を受けやすい位置にあり、南側に補強の頬杖が設置されている。意匠上および安全対策上の課題がある。また、門に付随する潜戸の木部の腐朽が見られる。
- ・門南西部の排水路への土砂や落葉の堆積が見られる。門東側では表土の流出が見られる。

土塀

- ・墓域を囲む土塀は、平成に入り修理が実施され健全な状態だが、樹木の繁茂や昨今の暴風雨により左官壁の剥離等傷みが進んでいる。

階段

- ・下段から上段へ至る階段は、樹木の根の影響等により一部階段石の不陸が見られる。
- ・門東側の階段石は不陸や傾倒が見られる。

石積

- ・樹木の根の影響等により一部石積のはらみ出しが見られ、上部構造物の安定や安全上の課題がある。

地割

- ・墓所内では、高木類の落葉等が地表面に堆積し、墓所全域の排水が悪くなり、近年墓所下段においては表土が削られている。

①-2 史跡の風致景観を構成する要素

植栽

- ・上下段の間に位置する斜面地で実生木が大型化し、倒木や枝の接触による宝篋印塔や霊屋への被害が懸念されるほか、一部病害により幹の傷みが進行し、枝折れによる被害に留意する必要がある。
- ・五輪塔周辺では、背後実生木が上部に迫り、落葉堆積や湿気の増大などの環境要因から地割が不明瞭になっている。
- ・落葉が土壌化したものが墓所内に斜面から侵入し、下段における表土の排水不良が課題となっている。また、門南部排水路の目詰まりによる排水不良が見られる。



[写真4-1] 上段南側土塀の壁剥離



[写真4-2] 墓所階段の不陸



[写真4-3] 門東側階段石の不陸



[写真4-4] 上段石積のはらみ



[写真4-5] 高木類の状況

## ① - 3 史跡の管理に必要な要素

## 排水路

- ・墓所全域の排水は、外周を巡る土塀の下層石積にある吐水口から外部に出されるが、雨量に対し排水口の断面が小さく、排水不良が発生している。墓所内の排水不良により、雨水が表土を削り地盤に不陸が見られる。



[写真4-6] 墓所門前の表土流出状況

## ① - 4 史跡の活用に必要な要素

## 案内板・石碑・柵等

- ・現在、史跡範囲内には、案内板や柵、照明等は設置されておらず、史跡指定地域外に案内板や結界が設置されている。史跡の活用や管理面から、見学経路案内や注意点等を記す案内板や誘導板等の検討が必要である。
- ・拝観者の安全性や史跡の防犯、災害発生時など緊急時に対応するための管理施設（防災・防犯施設等）やバリアフリーへの対応についても検討が必要である。

## ② 史跡指定地域外

## 史跡の本質的価値を補完する要素

## ② - 1 史跡の歴史的経緯を示す要素

## 徳源院本堂

- ・平成14年（2002年）の建替え後20年近くが経過し、一部で礎の毀損等が確認される。

## 徳源院位牌堂

- ・維持管理が行き届いており、健全な状態である。

## 徳源院三重塔（滋賀県指定有形文化財）

- ・昭和52年（1977年）以降修理が実施されていないことから、屋根や木部等に傷みが見られる。

## 徳源院庫裏

- ・平成14年（2002年）に、旧庫裏の規模に沿い平面形状等を踏襲して建替えられた。書院は庭園を鑑賞する視点場となっている。

## 長屋門

- ・石積に載せられており、創建は近代と思われるが、今後の調査が必要である。

## 土蔵1～3（境内北東および南東、庭園内）

- ・徳源院境内および庭園内に土蔵が配置されている土蔵1～3は、創建が明確になっていないため、今後の調査が必要である。



[写真4-7] 三重塔屋根根廻り損傷状況（差し込み銅板の露出）



[写真4-8] 三重塔初層の傷み状況

## 築地堀

- ・境内北東部の築地堀は、近年の台風で倒壊している。境内南部の築地堀は傷みや腐朽が進行している。

## 徳源院庭園（滋賀県指定名勝庭園）

- ・園池は現在枯池と枯澗になっているが、本来は清澗と呼ばれた澗から水が落ち、池には水が湛えられていた。昭和34年（1959年）の伊勢湾台風の際に水源が崩れ、その後は水が導水されていない。水害は、清澗山の雨水が増え、清澗寺本堂跡地でも谷水が押し寄せするなど、古来から度重なるものであったことが知られている。現在は、徳源院南側の砂防ダム等が整備されている。
- ・庭園の履歴等には不明な点があるが、現代まで継承されてきた園池水系の復旧整備等の調査や検討が必要である。

## 清澗寺本堂跡

- ・自然石積の基壇が残され、祠が配置されている。本堂の旧位置を示す場所が明らかになっていないことから、詳細な調査が必要である。

## 墓所背景林・山林

- ・境内地では、三重塔周辺や庭園北側の背景林、本堂跡などで実生木の高木化が見られる。

## 参道

- ・地割を残す村域や参道は、地域住民や土地所有者に配慮し、地下遺構の調査や保存、地割や景観の保護するための方向性について検討する必要がある。



[写真4-9] 築地堀倒壊状況

## 十二坊跡・能仁寺跡・宝持坊跡

- ・十二坊跡や大門跡等の関連遺跡の配置や変遷が明らかになっていないことから、調査研究が必要である。
- ・調査により明らかになった遺跡の位置を示す標識や説明板、案内板等の充実化についても検討する必要がある。
- ・関連遺跡は民有地に位置し、十二坊跡は住宅や駐車場、畑、ビニールハウス等の土地所有者の生活に資する土地の利用状況である。関連遺跡において土地の改変等が想定される場合は、調査を実施し、遺構の保護を図るとともに、記録する必要がある。

## ②-2 史跡の管理に必要な要素

## 防犯・防災施設

- ・防犯・防災施設の適切な配置と施設の整備や更新が必要である。



## 第2節 活用の現状と課題

## 第1項 活用の現状

## (1) 墓参法要

徳源院においては、毎年4月第2日曜日に京極家の墓参法要が執り行われている。参列者は、旧丸亀藩主家の現当主・多度津藩当主およびその一族20～30人程度からなる。

本堂で法要(30分～1時間程度)を行った後墓所に墓参りし、その後京極家の総会および会食が催される。徳源院には京極高矩の漆器が伝わっているが、中・近世の墓参の記録は残されていない。

## (2) 公開

京極家墓所の公開は、徳源院が拝観者を受け入れ実施している。庫裏からの庭園鑑賞や庭園内の回遊ルートなど、様々な公開がこれまで実施される。公開の情報は、徳源院のホームページにより発信し、行事報告や季節ごとの境内の様子がブログやSNSへ掲載されている。言語は日本語・英語の2か国語により表記されている。

## ① 拝観時間

拝観時間：9時00分～16時00分(予約有りの場合は17時まで)

不定休

## ② 交通アクセス

徳源院への交通アクセスは、鉄道等の公共交通機関や自家用車等が主な交通手段である。

鉄 道：JR柏原駅から徒歩約25分

(タクシー利用の場合はJR近江長岡駅から約10分)

自動車：北陸自動車道米原ICから車で約15分

名神高速道路関ヶ原ICから車で約15分

駐車場 普通車約20台 大型バス3台



【図4-1】交通アクセス(1:12万)  
(地理院地図に加筆)

## (3) 活用施設

活用の取組を支える施設として、徳源院参道突き当たり位置する大型バス駐車場や十二坊跡に位置する一般車両の駐車場、清瀧寺参道脇に位置する参拝者用便所等がある。

## (4) 地域活動

旧村域で毎年8月15日に催される祭礼「清瀧大松明」は、直径1.4m、長さ10m余りの大松明を担ぎ清瀧山に登り、御精霊を迎えるものである。山頂に火が灯されると、麓の墓地へと下山し、祖先の霊を祀るとともに、仮装行列であるニワカ踊りも実施されている。そのほかに地域の食に関わるイベントの場所として徳源院境内を提供するなど、地域や社会貢献活動に取り組んでいる。

## (5) 教育支援活動

墓所および徳源院境内では、通常公開のほかに、寺宝展や市民活動の場、研究および教育支援、学習の場として、地域の人々へ提供している。

本市では、歴史講座やシンポジウムを開催し、パンフレットを作成するなど、広く周知を図るとともに、史跡への理解が深められるよう取組を進めている。

学校教育では、本市が実施する出前講座や学校が主体で実施する見学等がある。徳源院では、学校教育の一環として、中学1年生の生徒が清瀧寺京極家墓所内の掃除に取り組む活動がある。その際には、歴史について説明している。

## 【過去の開催実績】

## ①歴史講座（※所属・役職などは当時）

日 時：平成21年度（2009年度）第8回 12月22日（火）10時～  
内 容：「石仏・石塔の見方」滋賀県文化財保護協会 上垣 幸徳 氏

日 時：平成22年度（2010年度）第5回 9月15日（水）10時～  
内 容：「京極家墓所を読み解く」長浜城歴史博物館 館長 中井 均 氏

日 時：令和2年度（2020年度）第10回 2月19日（金）10時～  
内 容：「大名家墓所の世界」本市歴史文化財保護課 石田 雄士

## ②シンポジウム

日 時：平成23年度（2011年度）3月6日（日）  
内 容：－「まいばら」に花開いた－ 京極氏の信仰と文化

## ③パンフレット

『京極家激闘譜－京極氏の遺跡、信仰、文化－』2011年3月刊行

## 第2項 活用の課題

### (1) 公開方法・情報発信

清滝寺京極家墓所では、京極家の私的な法要として墓参が続けられていることから、墓参と史跡の保存や活用の両立を図っていく必要がある。

公開時には、徳源院の歴史や寺宝、旧村域の性格、墓参行為等をふまえた公開方法や範囲、解説の図説内容等の充実を図ることが課題となっている。

また、インターネット等の情報媒体を通じた情報発信の方法や内容の充実を図っていくことが課題となっている。

### (2) 活用・管理施設

史跡指定地域周辺の境内等に配置されている参拝者用便所や駐車場の施設管理や整備は徳源院が担い、負担となっている。近年の台風では築地塀の倒壊等の被害が発生し、復旧作業における負担が増加している。

また、徳源院境内や墓所へ至る拝観経路の案内やバリアフリーに対応した経路や施設の充実が課題となっている。

### (3) 公開体制

史跡に隣接する徳源院庭園は滋賀県において著名な紅葉の観光スポットとして広く知られていることから、来訪者の増加や春・秋期の公開時に伴う安全管理や移動手段の案内等の対応が課題となっている。

### (4) 教育支援活動

本市と徳源院が協力・連携し、史跡や地域の歴史を学ぶ機会を設け、地域の学校教育や生涯学習、社会教育への支援を推進していくことが課題となっている。

### (5) 関連遺跡等との連携

史跡の周辺に位置する宝持坊遺跡や能仁寺遺跡、十二坊跡等の遺跡に関する解説板や周辺案内板の充実を図り、関連遺跡の配置や墓所や徳源院境内との関連性について周知を図ることが課題となっている。

また、清滝寺京極家墓所のほかに、市内には史跡京極氏遺跡や上平寺遺跡や弥高寺遺跡、太平寺遺跡等の京極家に関わりのある文化財や関連遺跡等が点在することから、関連遺跡等と連携した活用や情報発信を推進していくことが課題となっている。

### (6) 関連文化財の保存・公開

過去の調査において出土した史跡に関連する遺物や大門の部材等、徳源院境内や本市において保管する史跡に関連する文化財や遺物、古文書、文献史料の調査を進めるとともに、これらの保存状態を把握し、適切な保存対策を講じていくことが課題となっている。また、調査成果をふまえた展示・解説内容の充実を図ることが課題となっている。

## 第3節 整備の現状と課題

## 第1項 整備の現状

史跡指定地域内においては、昭和47～48年（1971～1972年）に京極家墓所の土堀修理が実施され、その後平成7年（1995年）に築地堀の左官修理が実施された。令和元年（2019年）には高次墓所の石廟応急修理が行われ、現在も素屋根が設置されている。

史跡指定地域周辺の徳源院境内では、昭和52年（1977年）の三重塔復元修理や、平成14年（2002年）庫裡の建て替え、門前に位置する参拝者用便所の設置などが実施されている。

## 第2項 整備の課題

## (1) 史跡指定地域内

## ①本質的価値を構成する要素

## ①-1 墓石・霊屋

宝篋印塔の石材風化や傾倒、石廟の石材の緩み等の保存や景観上の課題があることから、保存や景観上、抜本的な保存修理や石材の保存処理等が必要である。

## ①-2 構造物

階段や石積に樹木の根や土砂の流出等による不陸が見られることから、保存や参拝者の安全上課題があり、保存修理が必要である。

## ①-3 地割

墓所はチャート質の地盤を切土・盛土して形成しており、西側は山林の傾斜地である。治水面や構造物の安定性、不同沈下の対策等の調査確認や検討が必要である。

## ②史跡の風致景観を構成する要素

墓所内においては上段と下段の間に位置する斜面部の実生木が繁茂し、落葉などの量が多くなっている。墓所に隣接する山林の樹木も成長し、倒木が懸念される。除伐や剪定等により墓石や霊屋の保存環境を整える必要がある。

## ③史跡の活用に必要な要素

墓所に至る境内や墓所内は、高低差や階段等によりバリアフリーへの対応が困難な箇所が多く、介助者等が必要となる区域がある。移動円滑化への配慮や介助者等の協力体制、案内区域および経路の検討、案内板や解説板の充実が必要である。

## ④史跡の管理に必要な要素

墓所内には門南側に排水路が設けられているが、排水不良や土砂の流出が見られることから、保存環境を整えるための修理が必要である。

また、史跡指定地域内には防火設備や防犯設備等の管理体制や設備の充実化を図り、火災や地震等災害発生時の対応に備える必要がある。

## (2) 史跡指定地域外

徳源院三重塔や土蔵等は、実生木の繁茂などにより日陰に覆われ、建造物や構造物の傷みが進行している。庭園では給水源が断たれ、水系の復旧が課題となっている。

十二坊跡は、多くが民有地であることから、史跡を取巻く風致景観や遺跡の包蔵地として、景観の調和や保全を図ることが課題となっている。また水害の履歴があり、砂防施設やコンクリート護岸などの構造物が整備されており、歴史的な環境の保全が課題となっている。

## 第4節 運営体制の現状と課題

### 第1項 運営体制の現状

清滝寺京極家墓所は、徳源院により保存管理・活用が実施されている。行事や活用の取組等の際には、地域ボランティアや臨時のお手伝い等の協力を得て実施している。

また、文化財保護の面では、所有者である徳源院と本市および滋賀県が連携し、維持管理や整備等を実施している。

### 第2項 運営体制の課題

今後は徳源院をサポートする地域の市民ボランティアや支援団体、学生らの参加の機会を設け、協力を仰ぐとともに、文化財や歴史に関する専門知識を持った人材を育成していく必要がある。また、十二坊跡等史跡を取巻く風致景観の保存と活用は、地域住民による協力支援が不可欠であることから、地域の理解や関心を得られる取組を推進する必要がある。

また、史跡を取巻く環境や景観の保全、活用の推進、文化財保護等の取組を進めるために、文化財保護行政のみならず都市計画や町並み保全、教育、文化振興等の関連部局、大学や調査研究機関等との連携強化を図る必要がある。

## 第5章 大綱・基本方針

## 第1節 大綱

## 基本理念

清滝寺京極家墓所においては、墓所と墓参形態、墓参を支える空間やそれを取巻く風致景観とともに、歴史的な価値を一体として将来にわたり保存し、継承することを目指す。

史跡清滝寺京極家墓所は、京極家の始祖氏信から幕末までの歴代当主の墓石が並び、今日に至るまで継承されてきた。墓所は、氏信が弘安年間（1278～1288年）に定智阿闍梨を招請し開基したと伝えられる清滝寺の最奥部に所在する徳源院境内に位置する。墓所は、徳源院の本堂裏に位置し、位牌や文書等の宝物とともに、上段に18基、下段に16基の宝篋印塔と3基の五輪塔からなる墓域が護持されている。

史跡指定地域の周辺においては、徳源院や十二坊跡、墓所の背景となる清滝山、墓所へ至る参道、発掘調査が実施されてきた能仁寺跡や宝持坊跡等の京極家に関連する遺跡等とともに風致景観が保護されている。

史跡清滝寺京極家墓所は、京極家歴代の墓所と墓参形態が現在に至るまで継承されており、中世以来続く京極家一族の系譜をたどることができる。墓所は、菩提寺である徳源院の護持基盤に支えられ守り継がれてきたことから、史跡では、今後も京極家の信仰対象として墓参形態の保存継承を図るとともに、適切に史跡としての保存および活用を図り、広く本質的な価値を伝えながら継承していく。

## 第2節 基本方針

史跡を将来にわたり確実に保存し、継承するための基本方針を以下に定める。

**保存管理：**墓所は、京極家の信仰と墓参の中で継承され、徳源院によって適切に保存・管理が図られてきた。史跡の価値を後世へ確実に継承するために、史跡を構成する要素の保存を図るとともに、構成要素の保存や歴史的風致を維持するために墓所を適切に管理していく。史跡の管理に必要な施設等についても機能の充実化を図る。

また、史跡の歴史性や価値を顕在化するため、これまで実施してきた宝物および史料の調査研究、周辺の関連する遺跡等の発掘調査を継続するとともに、整備に伴う発掘調査や建造物および構造物の調査研究を推進する。

**活用：**現在まで徳源院において行われている公開活用の取組を主として、市内の京極家関連遺跡との連携を図るとともに、史跡の歴史的価値について、更に理解が深められるような取組を実施する。また、活用の取組を通して、幅広い世代や国内外の多様な来訪者へ、史跡の歴史性や関連する文化等の学びの場を提供し、魅力を伝えていく。

**整備：**史跡の本質的価値を構成する要素を適正に保存するための整備、本質的価値への理解を補い、魅力を伝えていく活用のための整備、史跡の運営を支えるために必要な管理施設等の整備を行う。整備では、本質的価値を構成する要素や関連する地下遺構等の保存、歴史的風致の維持を前提として、調査研究の成果に基づくこととする。

**運営体制：**史跡の保存管理・活用・整備の取組を推進するために、管理・運営体制の充実を図るとともに、学術経験者や調査研究機関、行政機関等の関係機関の協力・指導を得て、より円滑かつ効果的に進められるよう連携を図る。



## 第6章 保存管理

### 第1節 保存管理の方向性

清滝寺京極家墓所を適切な姿で保存し将来へ継承するために、本質的価値を構成する要素を保存し、価値を顕在化するための恒常的な維持管理や定期的な修理を行うとともに、史跡の管理に必要な施設等の維持管理・改修・更新を行う。また、史跡の全容解明に向けた史料調査や研究を推進し、その成果を保存管理の方針に反映する。

史跡の周辺を構成する要素については、本堂や位牌堂、三重塔等の建造物・構造物、環境や風致景観等の適切な保存管理を行うとともに、活用に伴う参拝者用使用所や駐車場、管理施設の機能を維持するための管理を行う。清滝寺京極家墓所に関わる周辺の地下遺構や関連遺跡等についても、歴史的・文化的背景を踏まえ、清滝寺京極家墓所と一体のものとして継承されるよう、関係機関と連携を図り、史跡を取巻く歴史的風致の保全に取り組む。

### 第2節 保存管理の方法

保存管理の方向性に基づく、各構成要素の保存管理の方法について以下に示す。

#### 第1項 史跡指定地域内

##### (1) 本質的価値を構成する要素

###### ① 墓石・霊屋・構造物

- 墓石や霊屋等の保存環境を維持するための落葉や排水路に堆積した土砂の除去、植栽の剪定等の維持管理作業を行う。
- 日常的な点検を行い、墓石や霊屋、門、土塀、石垣等に劣化や破損等の傷みが見られた場合には、適宜保存のために必要な修理を行う。
- 適切な保存管理のために、史跡指定地域内および周辺関連遺跡の史料調査や発掘調査により史跡の変遷や歴史について検証し、その成果を踏まえ、構成要素の状態調査や保存環境の調査等により現状を把握し、保存のために必要な処置や修理方針に反映する。
- 台風や地震、集中豪雨、土砂災害等の自然災害が発生した場合には、墓所内の点検確認を適切に行い、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適正に対処する。

###### ② 地割

- 墓域の地形を維持するために必要な保存環境を維持するとともに、表土流出箇所については地形を修理する。墓所内の排水不良の状況を改善し、地形や地割の保存のために必要な排水施設の維持管理や改修を行う。

##### (2) 史跡の風致景観を構成する要素

- 墓所内の植栽は、史跡の風致景観を形成していることから、調和の取れた景観を適切に維持するための定期的な剪定や危険木の伐採、枯損木の植替え等の維持管理を行う。
- 倒木や枯損、根や枝の伸長等により、参拝者の安全確保や墓石・霊屋等の保存上支障がある場合は、除伐や剪定、根株の除去等の管理を行う。

##### (3) 史跡の管理に必要な要素

- 墓所内の排水路経路等の現状を把握し、地形や地割の保存のために必要な排水施設の維持管理や改修を行う。

## (4) 史跡の活用に必要な要素

- ・史跡の理解を補うために必要な案内板や解説板の維持管理や修繕、更新、改修を行う。

## 第2項 史跡指定地域外

## (1) 史跡の歴史的経緯を示す要素

- ・史跡の歴史的経緯を示す建造物については、既存建造物の劣化箇所での修繕等を必要に応じ実施する。また、今後の活用施設の整備に伴い、建造物内部の改修や用途の変更が必要となる場合は、建造物の歴史的経緯や変遷状況を踏まえ、地下遺構や風致景観に影響の無い範囲において実施する。

## (2) 史跡の管理に必要な要素

- ・史跡の管理に必要な防災・防犯施設については、設備の定期的な点検や修理を行い、施設の維持管理を行う。今後、利用状況の変化や施設の老朽化が見られ、施設の修理や改修、更新、移設、新設、除却等を実施する場合は、本質的価値を構成する要素の保存を前提として、関連する文化財や地下遺構、風致景観に影響の無い範囲において実施する。

## 第3節 現状変更等の取扱

## 第1項 現状変更等の取扱い方針

清滝寺京極家墓所の本質的価値の保存を前提として、清滝寺京極家墓所の保存管理および活用を目的とした調査・維持管理・修理・整備と、防災・防犯上必要な整備、徳源院の宗教活動に必要な行為に伴う現状変更以外は原則として認めないこととする。

## 第2項 現状変更等の取扱いにおける留意事項

史跡指定地域における現状変更等の取扱いについては、申請者が本市や滋賀県と協議を行うものとし、必要に応じ文化庁と協議を行うものとする。また、以下の点を留意して許可申請事務を行う。

## 【現状変更等の取扱いにおける留意事項】

- ・現状変更等の行為を行う際には、市、県、文化庁等の関係機関と協議を行うとともに、必要に応じ学識経験者等の指導・助言を受けるものとする。
- ・現状変更は、史跡の風致景観および遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- ・整備のために土地の掘削等の地形改変を伴う場合は、必要最小限の範囲で事前に発掘調査を実施し、地下遺構の確認を行う。
- ・施設整備を行う場合は、史跡の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ・現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況および経過を記録する。
- ・現状変更等の申請手続を行って修復・整備を実施した場合には、完了後速やかに文化庁長官へ届出を行う。
- ・活用に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものに限る。

## 第3項 現状変更等の取扱基準

清滝寺京極家墓所において想定される現状変更等の許可が必要となる行為について、取扱基準を定める。

## (1) 想定される現状変更等に係る行為

清滝寺京極家墓所において想定される現状変更に係る行為と許可条件を以下に記載する。下記以外の史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する。

〔表6-1〕現状変更の取扱基準

想定される現状変更等に係る行為	許可条件
建造物・構造物の新築、増築、改築、移転または除却、意匠・色彩変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地域内は原則現状保存とする。</li> <li>既存の建造物や構造物以外の新築、増築、改築、移転については、原則認めないものとする。</li> <li>既存の本質的価値を構成する建造物・構造物の意匠等変更は原則認めないものとする。</li> <li>史跡の本質的価値を構成する既存の構造物の修理や整備については本質的価値や地下遺構、風致景観に影響の無い範囲で認める。</li> </ul>
土地の掘削、盛り、切土等その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形復元など保存・活用のための地形整備を除き、土地の掘削や盛り土などの地形変更は原則認めないものとする。</li> </ul>
木竹の伐採、伐根、植樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採・抜根は、樹木や根株が建造物や構造物、地下遺構等、史跡の保存に悪影響を及ぼしている場合、安全性が懸念される場合には認める。</li> <li>植樹は、史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、史跡の保存に必要な防風林の補植や史跡の景観形成に資する樹木の補植、枯損木の更新、後継樹の補植は必要に応じ認める。</li> </ul>
管理・公開・宗教活動に必要な施設の改修、更新、移設、除却、新設、移設、意匠・色彩変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の保存管理・活用上必要な施設等の設置および改修、意匠・色彩変更等は、遺構の保存を前提として、史跡としての価値および地下遺構、風致景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。</li> <li>新設や移設は、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。</li> </ul>
安全対策・防災・防犯の設備の設置および改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策および文化財の保存管理・活用上不可欠な施設（安全対策・防災・防火・防犯に伴う設備）の設置・改修は、史跡としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。</li> </ul>

〔表6-2〕清滝寺京極家墓所の構成要素ごとの取扱基準

分類	主要要素	現状変更の取扱基準
本質的価値を構成する要素	墓石・霊屋 宝篋印塔、五輪塔、石燈籠、讚骸塚、霊屋（石廟、木廟）、石敷、緑石	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則現状保存とし、史跡の保存管理・活用に必要な修理や整備、宗教活動に伴う仮設物の設置は認める。</li> </ul>
	構造物 墓域を形成する門、土塀、土塀裾石垣、階段、下段土留め石積	
	地割 土塀に囲まれた墓域と上下2段に形成された地形	
史跡の風致景観を構成する要素	下段部植栽（低木）、斜面部高木・地被類	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則現状保存とし、保存管理・活用に必要な修理や整備、宗教活動に伴う仮設物の設置は認める。</li> <li>伐採は、保存に悪影響を及ぼしている場合、安全上問題がある場合については認める。</li> </ul>
史跡の管理・活用に必要要素	排水路、案内板、解説板	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存管理・活用に必要な修理や整備、宗教活動に伴う仮設物の設置は認める。</li> <li>新設は史跡の保存管理・宗教活動、防災・防犯上必要なものに限り認める。</li> <li>既存のもの更新・改修・除却については認める。</li> </ul>

## (2) 現状変更等の申請区分

清滝寺京極家墓所の保存管理方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱区分とともに整理する。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、申請者は本市と協議を行い、必要に応じて滋賀県、文化庁と協議を行うものとする。

【表6-3】清滝寺京極家墓所想定される現状変更等の取扱

区分	内容	想定される行為の例
事へ許可申請 文化庁長官 申請	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条4項1号イ〜チの規定に該当する行為を除く)	保存管理・活用、整備に係る行為 (計画に基づく整備、それに伴う発掘調査、建造物および構造物の修理、樹木の伐採および補植、活用施設の改修および新設、防災および防火、防犯設備の設置・改修)
本市へ許可申請 申請事務が必要	文化財保護法施行令第5条4項1号イ〜チの規定に該当する行為	小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるもの新築、増築、または改築【例】仮設受付・テント等 工作物の設置もしくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)または道路の舗装もしくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。) 文化財保護法第115条第1項(文化財保護法第120条および第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡の管理に必要な施設の設置、または改修【例】標識、説明板、境界標、柵等 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修【例】その他(側溝、街渠、集水ますおよび電線共同溝等を含む) 建築物等の除去(建築または設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) 木竹の伐採(名勝または天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取等【例】土壌、植物、鉱物等のサンプル採取等
許可申請 不要	維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る行為(文化財保護法第125条第1項)に関する行為については影響の軽微である場合(文化財保護法第125条第1項)に必要ない場合 非常災害のために必要ない場合 日常の維持管理行為	史跡が毀損し、または喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡をその指定当時の原状に復するのみ(極めて小規模な場合のみ) 史跡が毀損し、または喪失している場合において、当該毀損または喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 【例】土砂崩れや浸水、建造物・構造物等の倒壊やそのおそれがある際に土壌や支柱等の仮設物により周囲を押さえ、毀損の拡大を防止する行為等 史跡の一部が毀損し、または喪失し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 ・人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要な場合 ・地震、台風、火災等非常災害時の建造物・構造物等被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止等安全確保のため必要な工作物の設置、被災者や拝観者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為 【例】・日常的な清掃、設備の保守点検、簡易な補修(路面の小規模な応急補修)、柵などの壊れ替えや破損・劣化による応急措置および部分的な取替え等 ・植栽の日常的な手入れ(枯損木・倒木の処理、剪定、添木や剪定作業に必要な仮設足場や保護養生材など仮設物の設置、病虫害防除、草刈、清掃等) ・排水路を維持する日常管理(清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等) ・建造物・構造物等の日常的な清掃・保守点検および簡易な修繕 ・ケーブル等の壊れ替え、取替え ・土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

## 第4項 現状変更許可申請以外の届出等

以下の場合、本市を通じて文化庁長官もしくは滋賀県へ届出の必要がある。

【表6-4】清滝寺京極家墓所において届出が必要な行為

	法令根拠	行為の内容
毀損届	文化財保護法第120条の規定(第33条の規定の準用)「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則」第6条の規定	史跡の構成要素が毀損した場合は、その事実を知った日から10日以内に届出なければならない。
復旧届	文化財保護法第127条第1項の規定「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」	史跡の構成要素の経年劣化による老朽化部分など、現状に復する修理を行う場合は、着手しようとする30日前までに届出なければならない。ただし、現状変更等の許可(法第125条第1項の規定)が必要となる行為は除く。なお、届出にかかる復旧が終了した場合には、完了後速やかに文化庁長官へ報告を行わなければならない(本市へ提出)。

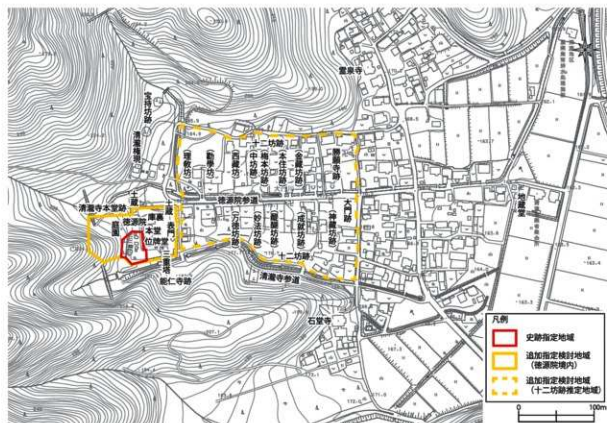
#### 第4節 追加指定の検討

清滝寺京極家墓所は、高次の代から整備が進められ、高豊の代に現在見る墓所の原形が整えられたと考えられている。墓所とともに整備された徳源院は、京極家の菩提寺であり、境内には歴代藩主の位牌・肖像画・肖像木像等を安置する位牌堂をはじめ、高豊が寄進したと伝わる徳源院三重塔、あるいは滋賀県指定名勝の徳源院庭園等がある。これらの徳源院境内にある建造物や記念物は、成立経緯等を踏まえた「史跡の歴史的経緯を示す要素」として分類し、清滝寺京極家墓所の本質的価値を支えるとともに、一体をなす要素と捉えている。

また、現在、清滝寺京極家墓所と徳源院の東には、高豊が墓所と徳源院の両者を支えるために併せて整備した、十二坊跡と想定される地割が残されている。十二坊跡の想定範囲の中には高光の菩提寺とされる勝願寺跡の推定地等があり、埋蔵文化財の包蔵地として周知が図られている。

上述の背景を踏まえ、第5章に定める基本理念が果たされるよう、徳源院境内と十二坊跡の地域を適切に保護し、将来にわたり継承するために、既史跡指定地域に追加して指定されるよう、取組を推進する。

追加指定の実現に向けては、有識者会議など検討会の場において有識者から指導・助言を得て、対象範囲等の調査・検討を進める。また、十二坊跡の想定範囲の一部には民有地を含むことから、土地所有者や関係行政機関との意思疎通や情報共有を図り、必要に応じて行政機関を交えた説明の機会を設ける。



【図6-1】追加指定検討地域（1：5,000）  
（地域は今後の調査・検討を踏まえ決定する）

## 第7章 活用

### 第1節 活用の方向性

清滝寺京極家墓所は、徳源院によって維持され、現在も京極家による墓参や徳源院による法要が続けられていることから、今後も墓参や法要、それに伴う行事を継続する。本市では、徳源院における宗教活動や墓参が継続できる環境を維持することを前提として、墓所としての性格を踏まえた活用の取組を進める。活用の取組では、拝観者や来訪者に対し、史跡の本質的価値への理解を深めるとともに、その魅力を広く共有するための取組を推進する。

そこで、活用の方向性を以下のとおり定め、基本方針に沿って活用を進めていく。

#### 本質的価値の情報発信

清滝寺京極家墓所が持つ価値や魅力を分かりやすく伝えるため、史跡の特性に配慮しつつ、様々な情報媒体と多言語を用いて国内外へ情報発信するなどの普及・啓発活動を推進する。本史跡の魅力を広く伝えるために、多分野にわたる文化活動の交流や発信の機会を設け、幅広い世代や国内外の来訪者への関心を高める取組を行う。

#### 調査研究成果の反映

今後、史料の調査研究や周辺地域における発掘調査を推進し、墓所の価値とその保存の必要性が拝観者に正しく理解されるよう、調査研究の成果を活用する取組に適宜反映していく。

#### 学校教育や生涯学習での活用

市民が地域の歴史や文化についての理解を深め、地域の文化財の保存への関心が高められるよう、学校教育や地域の生涯学習等の中で、清滝寺京極家墓所や関連文化財等について学ぶ機会を設ける。

#### 関連文化財等との連携

清滝寺京極家墓所や徳源院の周辺には、京極家に関連する文化財や遺跡等が多数所在している。本市における歴史的資産等の文化・観光資源の1つとして、市内外の関連文化財等との連携強化を図る。また、周辺の史跡や文化財と関連付けた活用や周辺施設等への周遊を促し、地域の活性化につなげる。



## 第2節 活用の方法

### 第1項 本質的価値の情報発信

#### (1) 史跡への理解を深めるための取組

清滝寺京極家墓所では、現在も墓参や宗教活動が続けられていることから、墓参や法要、それに伴う行事を継続する。活用の取組では、墓参や関係者に配慮した公開期間および方法により、史跡の特性を踏まえた活用に取り組む。史跡への理解が深められるよう史跡の特徴や配置、被葬者の功績等に関する解説内容の充実を図るとともに、史跡の歴史的経緯が理解できるよう徳源院境内や十二坊跡等周辺地域を含む見学順路を設定する。

また、徳源院では、清滝寺京極家墓所に関わる位牌や墓所や墓参に関連する寺宝、古文書などの史料を収蔵・保管しており、墓参に関わる地割と寺宝、史料等が一体として保存されている。これらの史料に必要な保存処理を講じるとともに、安全に収蔵・公開できる環境を構築する。さらに、寺宝や史料等と関連付けた公開や講座の開催等を実施し、効果的な活用に努める。

#### (2) 文化財の保護への意識を高めるための取組

清滝寺京極家墓所を通じて、今日に至るまで継承されてきた文化財に対して市民が愛着を感じ、誇りを持つよう、活用を通じて文化財の保存への意識を高める取組を進める。

霊屋や宝篋印塔の修理工事、あるいは発掘調査、史料調査を実施する際には、修理・調査の進捗を報告・説明する機会を設ける。修理現場説明会の開催や修復技術の解説、修復作業の体験の機会を設けることなどにより、市民が文化財に対して、その保存と活用への意識を高め、郷土愛を育むことを目指す。また、市民ボランティアや地域の関連団体と連携し、維持管理作業（除草・清掃作業等）への参加や一般公開時の案内解説等の取組を推進する。

#### (3) 情報発信の充実化

清滝寺京極家墓所や徳源院に関する見学会や講演会、シンポジウム等を企画し、京極家墓所の本質的価値への理解を深めるための取組を推進する。

- ・関連部局や市民団体等と連携し、市の広報誌『広報まいばら』や文化財ニュース『佐加太』、文化財リーフレット『学校のまわりの宝物』、広域観光情報誌等へ掲載し、広く史跡の価値や魅力を発信していく。
- ・情報誌等のほかに、ウェブサイト等を用いた情報の発信をはじめ、案内板や解説板、パンフレット、携帯端末等の様々な情報媒体を用いた案内や解説内容の充実を図る。
- ・多言語による案内や解説、ユニバーサルデザインによるバリアフリーへの対応状況等についての情報発信を進めていく。
- ・清滝寺京極家墓所や徳源院境内の公開期間に関する情報や桜の開花、紅葉の見頃等季節の情報を発信していく。

## 第2項 調査研究成果の反映

清滝寺京極家墓所は、これまでの調査研究により史跡の歴史や成立経緯などが明らかになりつつある。今後も調査研究を推進するとともに、調査研究機関等と連携し、調査研究の成果を講演会や現地説明会、ウェブサイトや報告書等を通じ、広く情報を発信していくとともに、史跡の解説内容へ適宜反映していく。

## 第3項 学校教育や生涯学習での活用

清滝寺京極家墓所がある清滝一帯は、中世から近世初頭にかけて江北に影響力をもった京極家の本貫地であり、周辺にも関連する遺跡が所在する地域である。地域の歴史を学ぶ文化財の1つとして、学校教育や生涯学習等で史跡に触れる機会を設け、地域の歴史や文化財を学ぶ場として提供する。

### (1) 学校教育

小中学校の校外学習や市民向けの出前講座、見学会等において、清滝寺京極家墓所や関連する文化財等の現地見学等の案内や解説等を行う。墓所内では歴史や宝篋印塔の意匠、石材等、構造・技術等に関連付け、実地見学を通じた幅広い分野での学習の場として活用する。また、清滝寺京極家墓所をはじめ、文化財の保存を担う次世代に対して郷土に誇りを持ち、地域の文化財の保存への関心が高められるよう気運を醸成する。

### (2) 生涯学習

#### ① 企画展示

市民が広く文化財に親しみを持てるよう、徳源院、あるいは伊吹山文化資料館や柏原宿歴史館等で、史料をはじめとする京極家・徳源院に関する文化財を活用した企画展示を行う。

#### ② 公開講座や講演会

史跡への理解を促すために市民向けの講座や講演会、見学会を設ける。

- ・ 公開活用時に文化財担当職員や市民ボランティア等による歴史や文化、意匠的な特徴等の解説をする。
- ・ 石造文化財や大名墓、地域史、中近世史等の有識者や専門技術者による各分野の解説や公開講座の機会を設ける。
- ・ 徳源院では古文書等の史料を有しているため、関係する古文書の読解講座の開催を検討する。
- ・ 古文書の読解を通じて関係者や地域住民、講座参加者相互の親睦や情報共有を図るとともに、古文書の整理と保存に関する知識や技能の習得も目指し、文化財の保護に対する気運を醸成する。

#### 第4項 関連文化財等との連携

##### (1) 近隣の関連文化財

清滝寺京極家墓所の周辺には、徳源院や十二坊跡、史跡京極氏遺跡をはじめ、上平寺遺跡や弥高寺遺跡、太平寺遺跡、満願寺遺跡などの関連遺跡や京極家に関わりのある文化財、東山道や中山道などの街道が多数点在する。関連遺跡等との連携を図ることにより、墓所の歴史的背景や価値について理解を深めていく。

- ・周辺の関連史跡から出土した遺物の公開展示等史跡の理解を補充する取組を進める。
- ・京極家に関する遺跡や地域の歴史、祭事等の文化、史跡を取巻く自然環境や歴史的風致等を体感し、テーマ別に巡ることができるモデルコースの作成や、ウェブサイトやパンフレット等への情報掲載等を進めていく。
- ・地域の観光資源の1つとして観光振興等の関連部局や団体、保存会等との連携を密にし、相互間で地域の文化財の活用を進めていく。

##### (2) 京極家に関係する全国の文化財

中世の京極家は出雲の守護にも任命されたことや近世には小浜から松江、龍野、丸亀へ転封したことから、各地に菩提寺や縁のある地がある。京極家に対する理解を深めるために、各地にある関連資産や関係する博物館等と連携し、相互間でウェブサイトやパンフレット等への情報掲載や、京極家や地域の歴史を巡るモデルコース等の作成等の検討を進める。

##### (3) 周辺関連施設との連携

清滝寺京極家墓所や徳源院周辺には、伊吹山文化資料館や柏原宿歴史館等の文化施設や市内の観光案内所、道の駅等の情報拠点となる施設がある。市内各地域（旧山東町・旧伊吹町・旧米原町・旧近江町）との連携を図り、拠点施設へのパンフレットの配置やマップ掲載を進めるとともに、周辺施設への案内や交通アクセスに関する情報を発信していく。

また、清滝山へのハイキングや登山を目的として訪れる来訪者等に対し、史跡や周辺施設に関する案内等の情報を提供し周知を図る。

## 第8章 整備

### 第1節 整備の方向性

清滝寺京極家墓所は高次から段階的に進められて高豊の代に今見る原形が整ったと考えられている。その後は徳源院によって維持管理および活用の取組が進められてきた。一方で、経年劣化に伴い修理の必要性が認められる構成要素もあり、課題を抱えている。

本市では、これまで継承されてきた墓所を今後も適切に保存していくための整備と、後世へ確実に継承するとともに、墓所の歴史や文化的な価値が伝わるような活用のための整備を推進する。そこで、整備の方向性を以下に定め、整備に当たっての指標とする。

#### 【保存のための整備】

##### 本質的価値の担保

史跡の保存上課題があり、本質的価値を損なうおそれがある箇所や修理・整備の優先度が高い構成要素は、保存のための修理を優先的に実施する。

##### 保存環境の維持

史跡の本質的価値を良好な状態で保存するために、史跡ならびに本質的価値に悪影響を与えるおそれのある要因は取り除き、墓所内の保存環境を整える。また、参拝者の安全上支障がある箇所は修理を実施する。

##### 史跡と徳源院の一体的な保存

清滝寺京極家墓所は、京極家の本貫地にある菩提寺である徳源院の境内にあり、徳源院が維持管理している。徳源院には、墓所とともに高豊が寄進したとされる三重塔、あるいは歴代藩主の肖像画・肖像木像・位牌を安置する位牌堂が継承されていることから、清滝寺京極家墓所と徳源院を一体に保存する。

#### 【活用のための整備】

##### 本質的価値の顕在化

地域住民、あるいは来訪者や参拝客に対し、清滝寺京極家墓所が持つ価値や魅力が確かかつ分かりやすく伝えられるような整備を目指す。

## 第2節 整備の方法

### 第1項 保存のための整備

#### (1) 史跡指定地域内

##### ①本質的価値を構成する要素

##### ①- 1墓石・霊屋

- ・石廟修理 高次の石廟は、令和元年度（2019年度）に応急修理を実施し、現在は覆屋によって保護されていることから、石廟を抜本的に修理する。具体的な修理内容や材料・工法等の詳細は、有識者からの指導・助言を得ながら進める。
- ・木廟修理 木廟は、前回修理から25年程度が経過し、木部の腐朽が進みつつあることから、経過観察を継続し、必要に応じ修理する。

- ・宝篋印塔傾倒修理（下段） 下段の西寄りの樹木の根上がりによって傾倒が発生している宝篋印塔は、樹木を除去するとともに宝篋印塔を据え直す。
- ・宝篋印塔修理（上段） 風化や傾倒、相輪が転落するなどの劣化が発生している宝篋印塔は、経過観察や材の保管を続けるとともに、傾倒修理や石材保存処置を検討する。
- ・敷石修理 下段の敷石は、不陸や欠損が見られることから、支障根の除去や地盤の不陸を調整し、敷き直しなどの修理をする。

#### ①-2 構造物

- ・階段修理 上段と下段をつなぐ階段は、樹木の根上りによる不陸が見られることから、不陸の要因となっている樹木の伐採等を行い、階段石を据え直す。
- ・土塀修理 墓所を囲む土塀は、一部表面が剥離していることから、経過を観察し必要に応じ修理する。

#### ①-3 地割

- ・雨水排水整備 門の南東隅に位置する排水口は、地表面の雨水排水に対応しているが、下段地表面の排水不良が見られることから、排水機能が改善されるよう整備する。
- ・地形修復 墓所の基盤となる地表面に堆積や表土流出による不陸が見られることから、地形の不陸を調整し、地表面の勾配や雨水排水の浸透を改善する。

#### ②史跡の風致景観を構成する要素

##### 植栽

- ・支障木の伐採・剪定 石廟や木廟屋根、宝篋印塔、土塀等へ枝が接触する樹木や不陸の要因となっている支障木の伐採や剪定を行う。
- ・実生木の伐採・剪定 斜面部の実生木は、林床の地被生育不良や落葉の堆積が見られることから、除伐や剪定等を実施し、斜面部の林床環境や墓所の背景林として風致景観を整える。

#### (2) 史跡指定地域外

##### ①史跡の歴史的経緯を示す要素

- ・徳源院三重塔の屋根葺替 差し込み銅板の露出や初層に傷みが見られる徳源院三重塔は、令和4年度（2022年度）以降に耐震診断を実施した上で屋根葺替を進める。
- ・築地塀の復旧 台風で倒壊した築地塀は、可能な限り同一材料・工法で原位置に復旧する。
- ・当初材の保管 境内には石廟や大門の部材と伝わる当初の材料が保管されている。資料的な価値を有するため、継続して保管するとともに保管環境の向上を図る。
- ・十二坊跡の保全 史跡の本質的価値を補完する要素に分類している十二坊跡は、土地所有者の生活に資する状況である。清滝寺京極家墓所と一体をなす埋蔵文化財の包蔵地であることから、地下遺構や地割の保全を図るよう、保護処置を検討する。

##### ②史跡の管理に必要な要素

- ・防災・防犯施設 史跡指定地域の管理体制や火災・地震等災害発生時の対応について強化を図るために、境内域を含む防火設備や防犯設備の充実を図る。

## 第2項 活用のための整備

## (1) 史跡指定地域内

## 史跡の活用に必要要素

- ・安全対策 墓参に伴う参拝者や史跡の拝観者の安全を確保するため、階段部への手摺の設置を検討する。なお、手摺を設置する場合には、地下遺構や景観に大きな影響を与えない構造・工法・規模・材料として整備する。
- ・案内板・解説板の設置 史跡指定地域内には、以前各墓碑の名称を示す木製看板が設置されていたが、老朽化や腐朽の進行、拝観状況の変化に伴い現在は取り外し保管されている。案内板や解説板は階段下段部や史跡指定地域外に設置されている。案内板や解説板の設置形態（常設・仮設）や設置場所、記載内容等について検討し、必要に応じ整備する。設置時には景観や墓参等に影響の無い形状とし、記載内容については調査研究の成果を踏まえ適宜更新する。設置時に掘削を伴う場合には地下遺構に留意する。

## (2) 史跡指定地域外

## 史跡の活用に必要要素

- ・案内板・解説板・誘導板の拡充 清滝寺京極家墓所や徳源院は周囲の関連文化財や遺跡への起点となる場である。参拝者へ墓所や徳源院、関連文化財との関係性を示す解説板や周辺への交通アクセスなどを示す広域案内板、清滝寺京極家墓所へ至る誘導板を整備する。案内板等は、地下遺構や風致景観に配慮した構造・規模・高さとし、解説板の内容は今後の調査研究を踏まえ適宜随時見直しや更新を図る。
- ・便所・休憩施設の整備 参拝者用便所に老朽化や設備の不足が見られる場合は、適宜整備を進めていく。新設を検討する場合は、地下遺構に影響の無い構造や風致景観に配慮した意匠とする。休憩施設の整備等についても必要に応じ、整備を検討する。また、史跡へ至る参道の老朽化が見られる場合は適宜整備を行う。



## 第9章 運営体制

### 第1節 運営体制の方向性

清滝寺京極家墓所の保存管理および活用、整備は、所有者である徳源院が主体となり、有識者や調査研究機関、行政機関等の各関係機関の協力を得て継続的に実施していく。関係機関と運営のために必要な情報共有を図り進めていく。

清滝寺京極家墓所の保存・活用・整備を推進するに当たっては、徳源院と本市の連携を緊密にするとともに、文化庁・滋賀県の指導・助言を得て進める。また、専門的な見地による指導・助言の必要性が認められる場合、整備検討委員会などの有識者会議を設置し、有識者から指導・助言を得られるようにする。

さらに、清滝寺京極家墓所・徳源院の文化財に関わる情報提供や啓発に取り組むとともに、地域住民等が保存管理・整備・活用の取組へ参画しやすい体制を整える。

### 第2節 運営体制の方法

#### 第1項 保存管理・整備の体制

清滝寺京極家墓所の保存管理および整備は、所有者である徳源院が主体となって進めていく。主な内容には、日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく史跡の保存管理や整備等が挙げられる。保存管理と整備を進めるに当たっては、行政機関（文化庁・滋賀県）から指導と助言を得ながら事業を推進する。事業内容によっては有識者会議を設置し、行政機関や有識者・大学・研究機関等の関係者が参加して協議する。また、今後の徳源院の運営・取組を支援し、指導・助言をする有識者会議を立ち上げる。整備に当たっては、本質的価値に係る保存管理と整備の設計および施工は、文化財に関する専門的な技術を有する設計者・専門業者・施工者により実施する。災害発生時には史跡の被害状況の把握に努め、本市に状況を報告し、安全確保のために応急処置の指示を要請する。また、本市を通じて滋賀県と文化庁へ状況を報告し、復旧・修理等の対応を協議・検討する。

#### 【関係機関の役割】

##### 所有者（徳源院）

- ・文化財の適切な保存と活用を図り、維持管理や整備事業等を推進する。
- ・事業主体者として関係機関との連携を図り、実施体制を整える。

##### 行政機関

- ・文化財の適切な保存のため、連携・協議に応じ、指導・助言・監督をする。
- ・史跡の価値や保存活用に関係する調査研究を継続的に実施できる体制を整える。
- ・史跡内外の環境や景観を維持するために、文化財分野のほか、文化観光や都市計画等の関係機関、周辺地域の住民との情報共有や連携を図り、史跡の保護を図る。
- ・必要に応じて設置される有識者会議に参加し、実施内容等の指導・助言をする。

##### 有識者・大学・専門機関

- ・史跡や構成要素等の幅広い調査・研究を推進するとともに、その成果を踏まえ、保存管理や整備の方針や実施内容等への指導・助言をする。
- ・事業の内容等の必要に応じて有識者会議を設置し、関係者間での情報共有を図り、保存管理および整備の方針や実施内容を決定する。

- ・有識者会議や現地指導等において、実施内容等への指導・助言をする。

#### 設計者・専門業者・施工者

- ・本質的価値に係る保存管理および整備の設計と施工は、文化財に関する専門的な技術を有する技術者によって実施する。
- ・本質的価値や専門技術に関する知識や技術を深めるために、人材育成のための機会を設け、情報共有を図る。

## 第2項 活用の体制

活用の取組は徳源院が主体となり、今後活用や運営体制について他事例を参考に、運営体制の円滑化や活用内容の充実を図る。活用の取組では、市民ボランティアや市民団体、外部機関等の支援を得ながら実施していく。活用に携わる人材や支援団体には、文化財への知識を得る機会を設け、文化財の取扱いや認識を共有し、円滑な運営を図っていく。

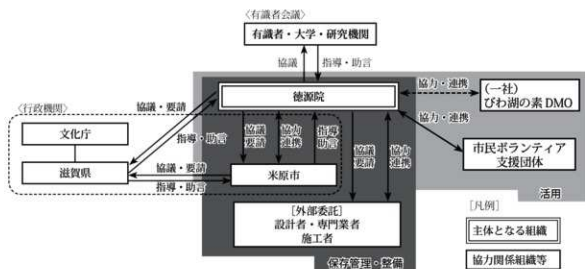
### 【関係機関の役割】

#### 外部機関

- ・地域の観光振興を担う一般社団法人びわ湖の素DMOの主催により実施する特別拝観等については、今後も協力・連携体制を整え実施していく。今後も案内ガイドの育成や説明内容の充実等について、関連団体と連携を図り、実施していく。
- ・調査研究により新たに判明した内容について、説明内容への反映や情報発信の体制を整えていく。
- ・関連する歴史資産や史跡を取巻く周辺の文化財、文化観光施設との連携を図り、互いの価値を補充しながら理解が深められるよう案内体制を整えていく。

#### 市民ボランティア・支援団体

- ・史跡の公開や活用の取組を実施する際には、今後も地域の市民ボランティアや支援団体の協力を受けて実施していく。
- ・史跡の解説や周辺案内等についての充実を図るために、人材育成のための機会を設ける。



【図 9-1】運営体制組織図

## 第10章 実施計画

## 第1節 実施計画の方向性

清滝寺京極家墓所は、徳源院の宗教活動の中で継承され、保存管理や活用、調査研究が進められてきた。本計画策定以降も、本計画に示す大綱・基本方針に基づき、保存管理や活用、整備、調査研究、管理・運営を実施する。各地区の整備を進めるに当たり、史料や地下遺構等の調査成果を踏まえた整備方針や配置計画の検討が必要な区域については、各分野の専門家等から適切な指導・助言を得ながら、整備を実施していく。今後の実施計画は、課題の優先度によって短期・中期・長期計画に分け、事業の進捗や体制、社会の状況に応じて、適宜見直ししながら段階的に実施していくものとする。

[表 10-1] 実施計画

実施内容				短期計画 (5年以内)	中期計画 (5～10年以内)	長期計画 (10年以降)
史跡指定地域内	保存のための整備	本質的価値を構成する要素	墓石・霊屋	・石座修理		
				・木座修理		
				・宝篋印塔修理		
			構造物	・敷石修理		
				・階段の修理		
				・土層の修理		
	史跡の風景景観を構成する要素	地割	・地形修復			
			・支障木伐採・剪定			
		植栽	・実生木伐採・剪定			
			・排水路	・雨水排水整備		
活用のための整備	史跡の活用に必要な要素		・安全対策			
			・案内板・解説板整備			
史跡指定地域外	保存のための整備	史跡の歴史的経緯を示す要素	・三重塔耐震診断			
			・屋根葺替			
	史跡の本質的価値を補完する要素	史跡の管理に必要な要素	・築地崩復旧			
			・防災・防犯施設整備			
活用のための整備	史跡の活用に必要な要素		・案内板・解説板			
			・誘導板整備			
保存・活用のための取組				・調査研究の推進		
				・当初材の保管		
				・十二坊跡の保全		
				・追加指定の推進		
				・運営体制の構築		
				・関連文化財の紹介		

凡例

■ 実施期間

※今後の事業の進捗を踏まえ、適宜見直しを図る。



## 第11章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

本計画は令和4年(2022年)4月から実施し、令和14年(2032年)3月31日までの10年間の計画期間とする。今後、5～10年程度を目安に事業の実施状況や進捗を確認するための経過観察を行う。この観察を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを図り、事業の運営体制等の状況に応じた実現可能な計画として進めていく。策定後20年程度経過した時には必要に応じ、計画内容の改定を検討する。

また、大規模な災害や法の変更等により本計画の継続的な実施が見込めない状況が生じた場合は、計画内容を適宜見直し、継続可能な保存活用計画とする。

### 第2節 経過観察の方法

本計画の策定後には、計画に基づく清滝寺京極家墓所の保存管理および公開活用に取り組むものとするが、調査研究の成果や事業の実施において明らかになった課題や社会情勢により、史跡の状況や取巻く環境は変化していく可能性がある。

そのため、本質的価値を構成する要素の保存管理および活用が本計画に基づいて適切に取扱われているかどうかを、定期的な経過観察により点検・評価し、計画実施における課題を整理し、必要に応じて計画内容を見直すものとする。

史跡の保存環境に関わる経過観察は、動態調査(石廟の定点観測や目視確認など)や環境計測(温湿度、大気環境観測など)の方法により実施する。経過観察に必要な体制を整え、継続的なモニタリングを行う。

また、整備・活用については、実施した事業の効果を確認するため、事業内容の点検と評価を行い、計画段階において掲げた目標の達成度や事業の効果等の結果に基づき、以降の事業内容や進め方の見直しに反映する。

実施計画に示す事業の進捗状況を確認し円滑かつ確実に進めていくために、事業主体者や有識者、行政機関からなる有識者会議等を設置し、定期的に指導・助言を得る。会議の中で、事業進捗の確認や年次計画の見直しを行い、保存活用計画に示す計画を継続的に確認していく。

## 付章 京極高次石廟石材の科学分析

西山要一<sup>\*1</sup>・川本耕三<sup>\*2</sup>・山口繁生<sup>\*3</sup>

京極高次石廟の石材の材質および保存状態を把握するために、蛍光 X 線分析および X 線回折分析を行った。

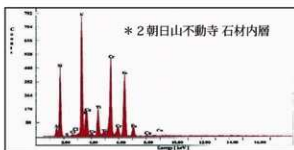
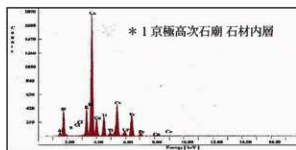
蛍光 X 線分析は奈良大学設置の EDAX 社製エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置 Eagle XXL - NR (25kv・600 μA・100 秒・Cr ターゲット・真空) を使用し、X 線回折分析は元興寺文化財研究所設置のリガク社製 X 線回折装置 Mini Flex II (30kv・15mA・走査角度 10 ~ 90°・ステップ幅 0.01/0.02°・走査速度 4°/min・Cu ターゲット) を使用して行った。

なお、京極高次石廟石材は落下していた破片および析出物を徳源院・山口光秀氏より、朝日山不動寺石材(笏谷石)は赤澤徳明氏より、當麻寺西塔基壇石材は同塔修理に伴い取り除いた石材を當麻寺西南院・山下真弘氏より、それぞれのご好意により提供いただいた。

## 1 蛍光 X 線分析

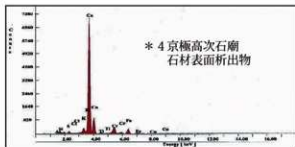
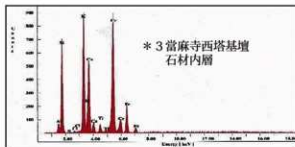
京極高次石廟石材の材質と比較するために福井県・朝日山不動寺採掘跡の笏谷石と奈良県・當麻寺西塔基壇の石材(二上山産凝灰岩)を粉体化して分析を行うとともに、石廟石材の表面に析出していた綿状析出物の分析も行った。

検出元素(重量%) 分析試料名	アルミニウム Al	ケイ素 Si	硫黄 S	塩素 Cl	カリウム K	カルシウム Ca	チタン Ti	鉄 Fe	その他
京極高次石廟 石材表面	10.55	57.03	0.39	0.11	8.01	10.31	2.77	10.15	
石材内層	10.41	48.81	0.25	0.19	7.81	20.04	2.09	10.19	*1
表面析出物	1.64	4.02	4.65	0.96	2.16	83.75	0.32	3.13	*4
朝日山不動寺 (笏谷石) 石材表面	10.50	52.96	1.82	0.58	12.42	5.75	2.10	13.60	
石材内層	10.89	55.61	0.15	0.58	14.87	2.33	1.61	13.81	*2
當麻寺西塔 石材表面	9.38	60.67	1.61	0.78	12.98	9.11	0.38	5.29	
石材内層	9.85	64.02	0.30	0.66	13.01	6.90	0.46	4.79	*3



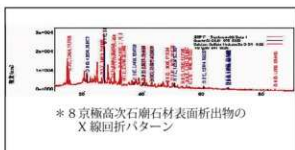
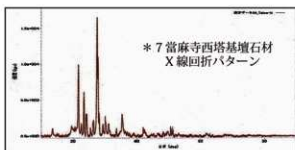
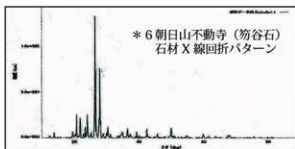
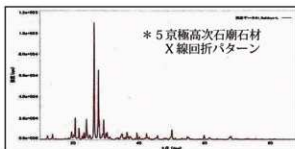
石廟の石材は、緑かかった凝灰岩であることなどの特徴から福井市足羽山の笏谷石であると言われていた。分析の結果、石廟石材(\*1)と朝日山不動寺笏谷石(\*2)はともにケイ素、アルミニウム、鉄を多く含むが、石廟石材はカルシウムが多く、カリウムが少ない。當麻寺西塔(\*3)と比較するとカルシウムと鉄が多く、カリウムが少ない。以上の蛍光 X 線分析による 3 試料の凝灰岩はそれぞれの特徴は見られるが、京極高次石廟と朝日山不動寺石材に共通する顕著な特徴は見いだせなかった。

※1 奈良大学 ※2, 3 元興寺文化財研究所



## 2 X線回折分析

X線回折においても試料を粉体化して測定した。スペクトラムパターンでは、京極高次石彫石材（\*5）は朝日山不動寺の笏谷石（\*6）と相似し、當麻寺西塔基壇石の二上山凝灰岩（\*7）とは異なる。このことから、X線回折分析は凝灰岩を素材とする石造品の原産地推定法として活用できることがわかる。



京極高次石彫石材の析出物からは、多量のカルシウムのほか、硫黄が特徴的に検出されている（\*4）。石彫石材内層のカルシウム（\*1）に比して石材表面のカルシウムの占める割合が小さいのは、石材を構成する表面近くのカルシウムが溶融して表面に綿状になって析出したものと思われる。この析出には水分とともに大気中の硫黄酸化物が作用しているものと推定され、水分は地中と雨水から供給され、硫黄は大気汚染によってもたらされ、温度・湿度の急激な変化がそれらを促進するのであろう。このことはX線回折分析によって硫酸カルシウム（CaSO<sub>4</sub>）が検出されている（\*8）ことから明らかな石彫石材の風化のメカニズムである。

京極高次石彫の保存は、石材の劣化に地下水と雨水、大気汚染、地球温暖化など環境因子が大きく関わっていることを認識して、それら要因を除くことを含めた対策が必要であり、石材の科学的保存処理（強化）とともに重要な課題である。



## 卷末資料

## (1) 資料

【巻末資料】

【諸事雜記】

(高尾「大機院」の埋葬に関する記録)

一京極佐渡守様御遊去遊はさせられ候事

一宝曆十三癸未年九月廿四日、徳源院へ御知らせの御飛脚、十月三日の夜七つ時に御着きこれ有り候

一御高敷十月十二日の晩、木曾路太田宿御泊り遊はさせられこれに依り太田宿迄御伺いの為、本庄七郎右衛門様多賀蔵人さま両御家老へ四か村として御茶三袋宛献上仕り候、七郎右衛門様は御受納遊はされ候蔵人様直に御下り遊ばされ、御受納これ無く候、重ては殿様へ献じ奉り候て宜敷く候、御寺被官中は殿様へ上げられ宜敷く候

一御高敷十月十三日御着き遊はさせられ、其の七つ時に御納棺遊はされ候

一当日に御門閉閉役志人、番所付式人

一十三日晚より十四日晚迄、御墓所の御番三人

一十二日晚より十五日晚迄、村方野留め申付け候

一宿賃上衆百五拾文、下も百廿四文御払い遊はされ候

一御寺村方宿等へ附人足御断に仰せ下され候、但し、志人志丹宛

一金百疋手前へ御拝領、錢五百貫新八御拝領

一金百疋又五郎へ御拝領、同三百文大野木村忠右衛門同断

右の通り相記す

(その後の法要の記録)

一太機院殿御石碑、米原源十郎漢へ着き遊はされ候、明和元年九月十七日十八日に入足百三十人計り遣し申し候、室領辻新八西村又五郎遣し申し候

一御石碑御供養同月廿二日翌廿三日の晩より廿四日の朝迄御法事相勤り、則ち御代参これ有り、両所御役人永田様四ヶ村庄屋年寄迄召し寄せられ候、以上

一御代参御役人様、二十五日晚七つ立ち御下り遊はされ候 (以上一周忌)

一太機院様三回忌御法事、明和二年西九月廿三日四日朝迄御勤め申し候、

一御代参御家老本庄様御出で遊はされ候、扱両所御役人長田村長田様四ヶ村庄屋中並びに官惣代迄召し寄せられ候、扱又御寺付人本庄様御宿付人迄御断いに成られ下され候、長田へ遠行、彦根行人足迄御断いに、志人に付志口百文宛御せ付けられ候、以上

一太機院様七回忌

一明和六己丑年九月廿三日より廿四日迄御法事、御代香佐々九郎兵衛様舟中の御遊り遊はされ候て、廿三日夜半の比に着き遊はされ、廿四日の朝御香御勤め遊はされ候

一御勤め遊はされ候

一九郎兵衛様御法事済み次第柏原迄御出で遊はされ候、九郎兵衛様御宿坊は万徳坊、御寺中之坊万徳坊醒醐坊付人等御断いに遊はされ下され候

一佐々九郎兵衛様、庄屋中飯上物茶五袋御受納遊はされ候

一御寺へ西脇氏様、小谷氏様四ヶ村庄屋年寄並びにひくわん人の惣代御招き成られ候、御寺へ当村庄屋年寄三人としてこんやく拾子連上致し候

一御法事の一通り遠行其の外付人足等迄御断いに仰せ下され候、明和六年九月二十七日これを記す。

一太機院殿様二十五回忌御法事、天明七年未九月廿四日

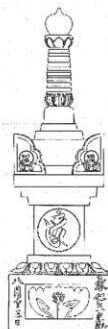
一殿様御代香京屋敷伴弥五郎様、御奥様御代香永田彦四郎様

一伴弥五介様上下の者御手人入足二人醒丹迄御馳走に出す

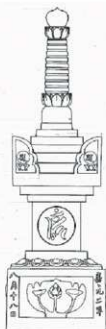
一永田彦四郎様入足五人高宮宿迄遣す

一兩村庄屋年寄醒丹迄出迎ふ、以下略

## (2) 実測図



宝篋印塔 1  
京極氏傳 (始祖)  
(永仁 3年\*)



宝篋印塔 2  
京極貞宗墓 (3世)  
(基元 2年\*)



宝篋印塔 3  
京極賴氏  
(無\*)



宝篋印塔 4  
京極高氏 (道賢)  
(応安 6年\*)



宝篋印塔 5  
京極高秀 (6世)  
(明徳 2年\*)



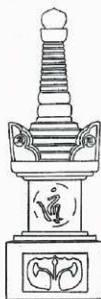
宝篋印塔 6  
京極高詮 (7世)  
(無\*)



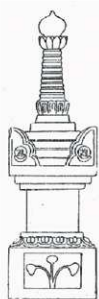
宝篋印塔 7  
京極高光 (8世)  
(応永 20年\*)



宝篋印塔 8  
京極持清 (11世)  
(文明 4年\*)



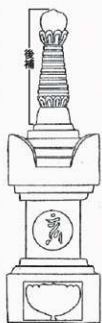
宝篋印塔 9  
京極政光 (13世)  
(無\*)



宝篋印塔 10  
京極高清 (15世)  
(無\*)



[卷末図 - 1] 宝篋印塔 1~10 実測図



宝篋印塔 11  
京極高広 (16世)  
(無\*)



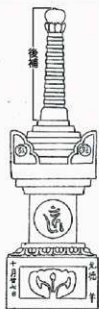
宝篋印塔 12  
京極高弥 (17世)  
(無\*)



宝篋印塔 13  
京極高吉 (18世)  
(天正9年\*)



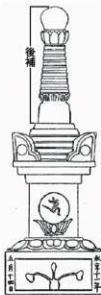
宝篋印塔 14  
京極宗綱 (2世)  
(永仁5年\*)



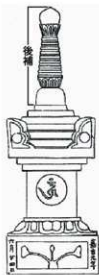
宝篋印塔 15  
京極宗氏 (4世)  
(元徳1年\*)



宝篋印塔 16  
京極経氏  
(延文3年\*)



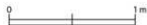
宝篋印塔 17  
京極持高 (9世)  
(永享9年\*)



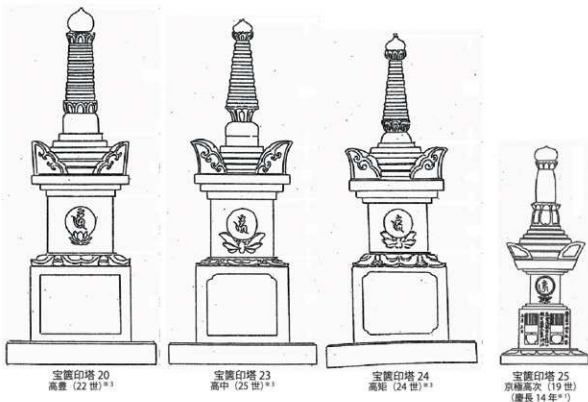
宝篋印塔 18  
京極高敏 (10世)  
(高吉元年\*)



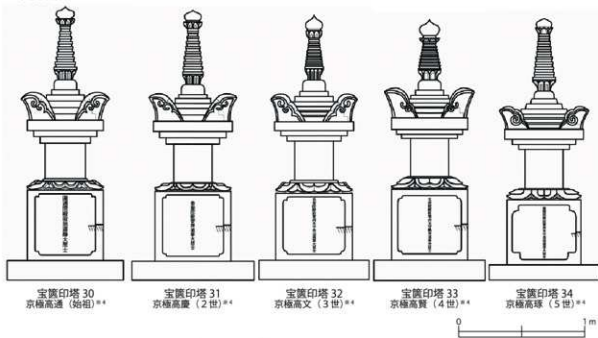
宝篋印塔 19  
高成 (23世)\*



[卷末図-2] 宝篋印塔 11~19 実測図



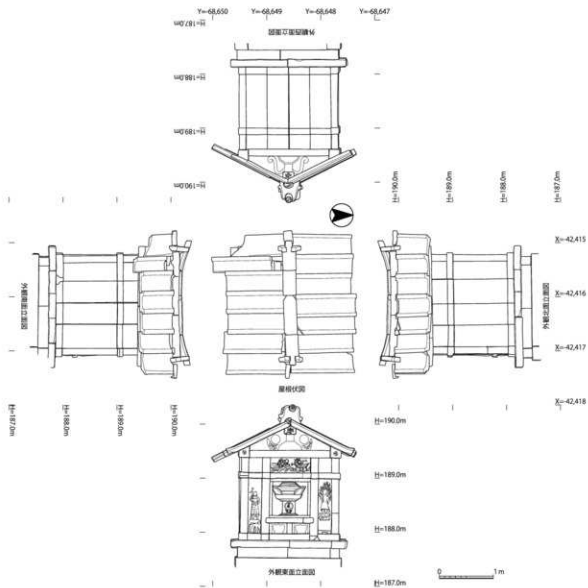
## 多度津藩



[卷末図 - 3] 宝篋印塔 20～34 実測図

## 実測図出典

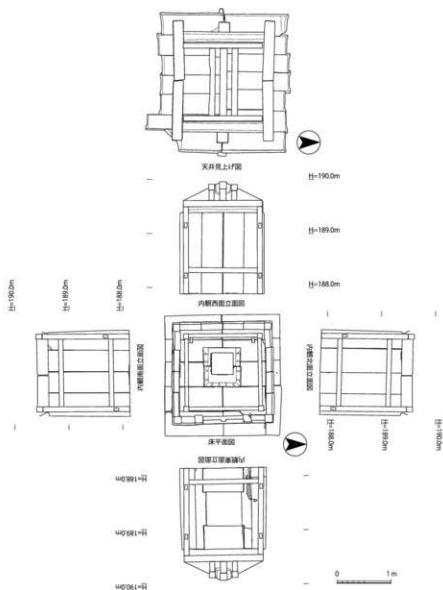
- ※1 肥後和男「京極氏歴代墳墓」『滋賀縣史蹟調査報告』第5冊、滋賀県保勝会、1933年
- ※2 田岡香逸「近江の石造美術」(1) 民俗文化研究会、1968年
- ※3 清滝寺徳源院京極家墓所木造霊屋解体修理実行委員会『滋賀県指定史跡清滝寺徳源院京極家墓所木造霊屋(第22・23・24・25代)保存修理工事報告書』清滝寺徳源院、1996年
- ※4 石田雄士「史跡清滝寺京極家墓所における多度津藩京極家の宝篋印塔について」淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第11輯、2019年



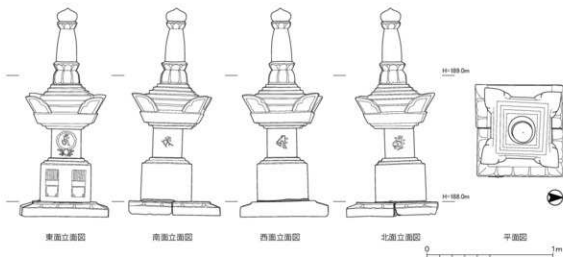
〔卷末図 - 4〕石廟外観展開図（令和元年〔2019年〕9月、1：70）



東面上部装飾 部分拡大 東南側装飾 部分拡大 東面北側装飾 部分拡大  
〔卷末図 - 5〕石廟外観オルソソ像部分拡大（令和元年〔2019年〕9月）



〔卷末図 - 6〕石廟内観展開図（令和元年〔2019年〕9月、1：70）



〔卷末図 - 7〕宝篋印塔 25 展開図（令和元年〔2019年〕9月、1：30）



【巻末写真 - 1】石廟外観東面（令和元年〔2019年〕9月）



【巻末写真 - 2】石廟外観西面（令和元年〔2019年〕9月）



【巻末図 - 8】宝篋印塔 25 東面オルソ画像（令和元年〔2019年〕9月）



## 参考文献

〔巻末表-1〕関連書籍

№	著者	名 称	発行所	発行年月	備 考
1	肥後和男	「京極氏歴代墳墓」	滋賀県保勝会	昭和8年 1933年	「滋賀縣史蹟調査報告」第5冊に所収。
2	滋賀県坂田郡教育会	『改訂 近江國坂田郡志』第3巻	西濃印刷株式会社出版部	昭和18年 1943年	
3	滋賀県坂田郡教育会	『改訂 近江國坂田郡志』第4巻	西濃印刷株式会社出版部	昭和17年 1942年	
4	滋賀県坂田郡教育会	『改訂 近江國坂田郡志』	西濃印刷株式会社出版部	昭和19年 1944年	
5	田岡香逸	『近江の石造美術』（1）	民俗文化研究会	昭和43年 1968年	
6	山東町史編さん委員会	『山東町史』史料編	山東町	昭和61年 1986年	
7	山東町史編さん委員会	『山東町史』本編	山東町	平成3年 1991年	
8	丸亀市史編さん委員会	『新編丸亀市史』2近世編	丸亀市	平成6年 1994年	
9	谷村潤一郎	『徳源院宝物展』 柏原学区の古文書（二）	佐々木京極友の会	平成11年 1999年	
10	田中梨絵	『近江の宝篋印塔について』	サンライズ出版	平成18年 2006年	高橋美久二編『近江の考古と地理』に所収。
11	上垣幸徳	『徳源院京極家墓所宝篋印塔群の基礎装飾について』	滋賀県文化財保護協会	平成20年 2008年	滋賀県文化財保護協会編『紀要』第21号に所収。
12	高橋順之	『徳源院京極家墓所宝篋印塔群石材の自然科学的調査』	伊吹山文化資料館	平成22年 2010年	伊吹山文化資料館編『伊吹山文化資料館年報』12に所収。
13	中川治美	『清滝寺徳源院』にまつわる三つの絵図	淡海文化財論叢刊行会	平成23年 2011年	淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第3輯に所収。
14	香川県立ミュージアム	『丸亀京極家一名門大名の江戸時代』	香川県立ミュージアム	平成24年 2012年	
15	中川治美	『京極家菩提寺「清滝寺」の実像を追う』	淡海文化財論叢刊行会	平成24年 2012年	淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第4輯に所収。
16	田井中洋介	『米原市域の石造文化財における使用石材についての覚書』	淡海文化財論叢刊行会	平成24年 2012年	淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第4輯に所収。
17	中井均	『近世大名墓の形成—各地の事例から—』	雄山閣	平成25年 2013年	坂野秀一・松原典明編『近世大名墓の世界』季刊考古学・別冊20に所収。
18	西村清雄 (山口光秀監修)	『佐々木京極氏と近江清滝寺』淡海文庫54	サンライズ出版	平成27年 2015年	
19	上垣幸徳	『京極家徳源院墓所の構造に見るその設計企画』	淡海文化財論叢刊行会	令和元年 2019年	淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第11輯に所収。
20	石田雄士	『史跡清滝寺京極家墓所における多度津藩京極家の宝篋印塔について』	淡海文化財論叢刊行会	令和元年 2019年	淡海文化財論叢刊行会編『淡海文化財論叢』第11輯に所収。
21	西山要一・川本耕三・山口篤生	『京極高次石廟 石材・析出物の分析』		令和2年 2020年	
22	中川治美	『清滝寺徳源院』絵図が示すもの	滋賀県文化財保護協会	令和3年 2021年	滋賀県文化財保護協会編『紀要』第34号に所収。

〔巻末表-2〕報告書

№	分野	編著者・発行者	名 称	発行年月
23	修理	徳源院	『徳源院三重塔修理工時報告書』	昭和53年 1978年
24	発掘	滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会	『宝坊坊遺跡発掘調査報告書』	昭和62年 1987年
25	修理	清滝寺徳源院	『滋賀県指定史跡清滝寺徳源院京極家墓所木造遺屋（第22・23・24・25区）保存修理工事報告書』	平成8年 1996年
26	修理	徳源院	『史跡清滝寺京極家墓所土塀修理工時報告書』	平成18年 2006年
27	発掘	滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会	『清滝寺遺跡・能仁寺遺跡』	平成24年 2012年
28	発掘	滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会	『清滝寺遺跡・能仁寺遺跡Ⅱ』	平成25年 2013年

図版目次  
写真目次

【図版目次】	1
写真目次	1
【写真目次】	1
写真 2-1	23
写真 2-2	23
写真 2-3	23
写真 2-4	23
写真 2-5	31
写真 2-6	31
写真 2-7	31
写真 2-8	31
写真 2-9	31
写真 2-10	31
写真 2-11	33
写真 2-12	33
写真 2-13	33
写真 2-14	39
写真 2-15	39
写真 2-16	39
写真 2-17	39
写真 2-18	42
写真 2-19	42
写真 3-1	46
写真 3-2	46
写真 3-3	47
写真 3-4	47
写真 3-5	47
写真 3-6	47
写真 3-7	47
写真 3-8	47
写真 3-9	47
写真 3-10	47
写真 3-11	47
写真 3-12	47
写真 3-13	47
写真 3-14	47
写真 3-15	47
写真 3-16	47
写真 3-17	47
写真 3-18	47
写真 3-19	47
写真 3-20	47
写真 3-21	48
写真 3-22	48
写真 3-23	48
写真 3-24	48
写真 3-25	48
写真 3-26	48
写真 3-27	48
写真 3-28	48
写真 3-29	48
写真 3-30	48
写真 3-31	48
写真 3-32	49
写真 3-33	49
写真 3-34	49
写真 3-35	49
写真 3-36	49
写真 3-37	49
写真 3-38	49
写真 3-39	49
写真 3-40	49
写真 3-41	49
写真 3-42	49
写真 3-43	51
写真 3-44	51
写真 3-45	51
写真 3-46	51
写真 3-47	51
写真 3-48	51
写真 3-49	52
写真 3-50	52
写真 3-51	52
写真 3-52	52
写真 3-53	52
写真 3-54	53
写真 3-55	53
写真 3-56	53
写真 3-57	53
写真 3-58	53
写真 3-59	53
写真 3-60	53
写真 3-61	53
写真 3-62	54
写真 3-63	54
写真 3-64	54
写真 3-65	54
写真 3-66	54
写真 3-67	54
写真 3-68	55
写真 3-69	55
写真 3-70	55
写真 3-71	55
写真 3-72	55
写真 3-73	55
写真 3-74	55
写真 3-75	55

【写真目次】	56
写真 3-76	56
写真 3-77	56
写真 3-78	56
写真 3-79	56
写真 3-80	56
写真 3-81	56
写真 3-82	56
写真 3-83	56
写真 3-84	56
写真 3-85	56
写真 3-86	56
写真 3-87	56
写真 4-1	58
写真 4-2	58
写真 4-3	58
写真 4-4	58
写真 4-5	58
写真 4-6	59
写真 4-7	59
写真 4-8	59
写真 4-9	60
表本写真 1	92
表本写真 2	92

図目次

【図目次】	2
図 1-1	2
図 1-2	2
図 1-3	8
図 1-4	8
図 1-5	9
図 1-6	10
図 1-7	10
図 1-8	11
図 1-9	12
図 1-10	12
図 1-11	15
図 1-12	15
図 1-13	18
図 1-14	21
図 1-15	25
図 1-16	26
図 1-17	26
図 1-18	27
図 1-19	28
図 1-20	29
図 1-21	35
図 1-22	34
図 1-23	35
図 1-24	35
図 1-25	35
図 1-26	36
図 1-27	36
図 1-28	37
図 1-29	40
図 1-30	42
図 1-31	42
図 1-32	43
図 1-33	45
図 1-34	46
図 1-35	52
図 1-36	61
図 1-37	61
図 1-38	70
図 1-39	87
図 1-40	88
図 1-41	89
図 1-42	90
図 1-43	91
図 1-44	91
図 1-45	92

表目次

【表目次】	3
表 1-1	12
表 1-2	13
表 1-3	14
表 1-4	20
表 1-5	20
表 1-6	22
表 1-7	22
表 1-8	40
表 1-9	45
表 1-10	45
表 1-11	50
表 1-12	50
表 1-13	51
表 1-14	69
表 1-15	70
表 1-16	81
表 1-17	82
表 1-18	93
表 1-19	93

**史跡清滝寺京極家墓所保存活用計画**

令和4年（2022年）3月発行

編集・発行 米原市教育委員会

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016

電話：0749-53-5154 FAX：0749-53-5129